（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十三条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「都道府県教育委員会の」の下に「教育長及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十五条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第二十九条第一項中「第二十三条及び第二十四条」を「第二十一条及び第二十二条」に改める。

（スポーツ基本法の一部改正）

第十六条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十九条第三項の改正規定中「第十九条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同法第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号の改正規定中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改め、同法第二十四条の改正規定中「第二十四条」を「第二十二条」に改め、同法第二十六条第二項第六号の改正規定中「第二十六条第二項第六号」を「第二十五条第二項第六号」に、「第二十七条の二」を「第二十七条」に改め、同法第二十七条の二の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十四条第二号」に、「第二十四条第三号」を「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条を同法第二十七条の六とし、同法第二十七条の次に四条を加える改正規定中「第二十七条の六」を「第二十七条」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十七条の二」を「第二十七条」に、「第二十七条の三」を「第二十七条の二」に、「第二十七条の四」を「第二十七条の三」に、「第二十七条の五」を「第二十七条の四」に、「第二十四条第二号」を「第二十二条第二号」に改める。

第二十五条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第五十条のうち構造改革特別区域法第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定及び同法第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」を「第二十七条」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十八条　施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条の改正規定	第二十六条中	第二十六条第二項第六号中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改め、同条中
第二十七条の二の改正規定及び同条を第二十七条とする改正規定	第二十七条の二中「第二十四条第二号」を「第二十二条第二号」に改め、同条を第二十七条とする。	第二十七条の二を第二十七条とし、第二十七条の三を第二十七条の二とし、第二十七条の四を第二十七条の三とする。 第二十七条の五中「第二十四条第二号」を「第二十二条第二号」に改め、同条を第二十七条の四とする。 第二十七条の六中「第二十四条第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同条を第二十七条の五とする。
第五十四条の二の改正規定	第五十四条の二中	第五十四条の三中

2　前項の場合において、附則第十五条のうち構造改革特別区域法第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十七条」とあるのは「第二十七条の六」を「第二十七条の五」とする。

3　前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。

（いじめ防止対策推進法の一部改正）

第十九条　いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条中教育公務員特例法第十六条第一項の改正規定を削る。

附則第十四条のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十二条の改正規定中「第二十二条」を「第二十条」に改め、「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、」を削る。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　地方自治法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二編第十二章第一節中第二百五十二条の二十一の次に四条を加える改正規定（第二百五十二条の二十一の二第三項第一号及び第四号並びに第四項に係る部分に限る。）中「委員長」の下に「（教育委員会にあつては、教育長）」を加える。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文